

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

26上小地環第78号  
平成26(2014年)年8月29日

信越砕石株式会社  
代表取締役 関 知美 様

長野県上小地方事務所長

平成26年7月8日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書

#### (産業廃棄物処分量の新規許可及び産業廃棄物処理施設の新規設置許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県千曲市大字羽尾 2299 番地 信越砕石株式会社 代表取締役 関 知美	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下之条字高河原1498-3	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破砕)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。)、がれき類 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	破砕施設 (固定式) 336t/日 (42t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	上田市川辺・泉田地区 下之条自治会 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1 (5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	上田市長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成26年10月4日(土) 午後7時から (場所) 下之条公民館 (上田市下之条 600 番地)	

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。